

令和6年度 施設整備補助対象（予定）事業一覧表

R05 国 要綱	番号	事業区分 (厚生労働省担当係)	R05 県 要綱	対象事業者					補助率	種目	基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積(実単 価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面 積(基準単価)とする)	対象経費
				国独 法等	県独 法	市町 立	公的	民間				
医療提供体制施設整備交付金	1	病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 【病院に助成する市町に対する補助事業】	輪番 のみ	○	×	×	○	○	0.33	—	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：150㎡	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等
	CCU									基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：15㎡×心臓病専用病床数(上限2床)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
	SCU									基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：15㎡×脳卒中専用病床数(上限2床)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
	3	救急ヘリポート施設整備事業 【病院に助成する市町に対する補助事業】	○	×	×	○	○	0.33	—	基準額：49,168千円/箇所	入院を要する(第二次)救急医療体制病院ヘリポート整備に要する工事費等	
	4	救命救急センター施設整備事業	●	○	×	×	○	○	0.33	—	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：2,300㎡(加算・減算あり)	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等
										ヘリポート	基準額：78,345千円/箇所	ヘリポート整備に要する工事費等
										SCU	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：15㎡×脳卒中専用病床数(上限4床)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
										小児救急専門病床	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：15㎡×小児救急専門病床数(上限6床)	小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等
										CCU	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：15㎡×心臓病専用病床数(上限4床)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
										重症外傷専門病床	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：15㎡×重症外傷専門病床数(上限4床)	重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等
									補強	基準単価：43,500円/㎡ 基準面積：2,300㎡	救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
5	小児救急医療拠点病院施設整備事業	○	×	×	○	○	0.33	—	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：150㎡	小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等		
6	小児集中治療室施設整備事業	○	×	×	○	○	0.33	—	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：20㎡×小児集中治療室病床数	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等		
7	小児医療施設施設整備事業	●	○	×	×	○	○	0.33	—	基準単価：病棟224,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 診療棟250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：800㎡(小児総合病院は4,000㎡)	小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
8	周産期医療施設施設整備事業	●	○	×	×	○	○	0.33	—	基準単価：224,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：300㎡	母胎・胎児集中管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
9	共同利用施設施設整備事業	○	×	×	×	○	0.33	開放型病棟	基準単価：224,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：一般病床数(上限50床)×13.88㎡	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事費等		
									特殊診療棟	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：300㎡		
10	医療施設近代化施設整備事業	●	○	×	×	○	○	0.33	療養病床療養環境改善事業	基準単価：224,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：機能訓練室 40㎡ 患者食堂 療養病床数×1㎡ 基準額：浴室 11,430千円/箇所	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等に係る新築、増改築、改修に要する工事費等	

令和6年度 施設整備補助対象（予定）事業一覧表

R05 国 要綱	番号	事業区分 (厚生労働省担当係)	R05 県 要綱	対象事業者						補助率	種目	基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積(実単 価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面 積(基準単価)とする)	対象経費
				国 独 法 等	県 独 法	市 町 立	公 的	民 間					
医療提供体制施設整備交付金	11	地域災害拠点病院施設整備事業	燃料 タンク 以外	○	×	×	○	○	0.50	補強	基準単価：43,500円/㎡ 基準面積：2,300㎡	地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
										Is値0.4未満の建物	基準単価：206,500円/㎡ 基準面積：2,300㎡		
										0.33	備蓄倉庫	基準額：45,397千円/箇所	備蓄倉庫整備に要する工事費等
										非常用自家発電設備	基準額：149,535千円/箇所	自家発電装置整備に要する工事費等	
										受水槽	基準額：137,802千円/箇所	受水槽整備に要する工事費等	
										ヘリポート	基準額：78,345千円/箇所	ヘリポート整備に要する工事費等	
										給水設備	基準額：64,800千円/箇所	給水設備整備に要する工事費等	
	燃料タンク	基準額：29,883千円/箇所	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費等										
	12	特定地域病院施設整備事業	○	×	×	○	○	0.33	改築(病棟)	基準単価：224,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：既存病床数×30%×13.88㎡ ※改築を要しない病床数は除く	大規模地震対策特別措置法指定の地域にある特定地域病院の改築、改修(補強)に要する工事費等		
									改築(診療棟)	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：改築部分に係る既存診療棟面積で 厚生労働大臣が認める面積			
									補強(病棟)	基準単価：43,500円/㎡ 基準面積：既存病床数×30%×13.88㎡ ※改築を要しない病床数は除く			
									補強(診療棟)	基準単価：43,500円/㎡ 基準面積：改築部分に係る既存診療棟面積で 厚生労働大臣が認める面積			
	13	医療施設土砂災害防止施設整備事業	●	○	×	×	○	○	0.33	土砂災害危険か所	基準額：34,293千円/箇所	土砂災害危険か所に所在する医療機関の新築、増改築に伴う補強、既存建物の補強及び防護壁の設置等に要する工事費等	
	14	医療施設等耐震整備事業	●	○	×	×	○	○	0.50	補強	基準単価：43,500円/㎡ 基準面積：2,300㎡ ※公的団体は対象外	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
										Is値0.3未満の建物	基準単価：206,500円/㎡ 基準面積：2,300㎡ ※公的団体も対象 第二次救急医療施設等は、Is値0.3~0.4未満も対象		
15	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	○	×	×	○	○	0.33	-	基準額： 救命救急センター 935,712千円 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 97,574千円 地域災害拠点病院 544,381千円 周産期母子医療センター 101,345千円 小児救急医療拠点病院 34,254千円 在宅医療実施病院 97,574千円	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条の規定に基づき、市町村長が作成する津波避難緊急対策緊急事業計画に記載された施設の移転新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費			

令和6年度 施設整備補助対象（予定）事業一覧表

R05 国 要綱	番号	事業区分 (厚生労働省担当係)	R05 県 要綱	対象事業者						補助率	種目	基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積(実単 価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面 積(基準単価)とする)	対象経費
				国独 法等	県独 法	市町 立	公的	民間					
医療提供 体制施設 整備交付 金	16	医療機器管理室施設整備事業	●	○	×	×	×	○	0.33	—	基準単価：250,000円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：80㎡	医療機器管理室の新築、増改 築、改修に要する工事費等	
	17	地球温暖化対策施設整備事業	●	○	×	×	○	○	0.33	—	基準額：96,686千円	地球温暖化対策に資する施設整 備に要する工事費等	
	18	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業			○	×	×	○	○	0.33	非常用自家 発電設備	基準額：149,535千円/箇所	自家発電装置整備に要する工事 費等
											受水槽	基準額：137,802千円/箇所	受水槽整備に要する工事費等
											給水設備	基準額：64,800千円/箇所	給水設備整備に要する工事費等
				※主に浸水想定区域内が対象									
										燃料タンク	基準額：29,883千円/箇所	自家発電設備の燃料タンク増設 又は補強等に要する工事費等	
19	医療施設浸水対策事業		●	○	×	×	○	○	0.33	医療用設備 の移設	基準額：42,200千円	医療用設備の想定浸水深または 基準水位以上への移設に必要な 工事費又は工事請負費	
										電源設備の 移設	基準額：33,300千円	電源設備の想定浸水深または基 準水位以上への移設に必要な工 事費又は工事請負費	
										止水板等の 設置	基準額：400千円	止水板の設置に必要な工事費又 は工事請負費	
医療施設 等施設 整備補 助金	20	研修医のための研修施設整備事業	国直	○	×	×	×	○	1/2	—	基準単価：253,500円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：研修医数×30㎡(1,000㎡を限度) ※私立医科大学附属病院、臨床研修病院に限る	研修棟の新築、増改築に要する 工事費等(1,000千円未満の交付 は対象外)	
	21	臨床研修病院施設整備事業	国直	○	×	×	×	○	1/2	—	基準単価：253,500円/㎡(鉄筋コンクリート) 基準面積：500㎡ ※私立医科大学附属病院、臨床研修病院に限る	外来診療棟(臨床研修を実施し ている診療部門及び診療科に限 る。)の拡充整備に係る新築、 増改築に要する工事費等(1,000 千円未満の交付は対象外)	
	22	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業		○	○	○	○	○	1/2	—	基準額：へき地医療拠点病院 278,851千円	移転に伴う施設の新築に要する 工事費等及び既存建物の除去費 (各市町の「津波避難対策緊急 事業計画」への記載が必須)	
	23	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	●	○	○	○	○	○	1/3	—	基準単価：80千円/m(上限30m)	ブロック塀の改修等に必要な工 事費又は工事請負費	

※上表は、国交付要綱及び実施要綱から抜粋作成

(注1) 「対象事業者」欄の凡例

- 「国独法等」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等
- 「市町立」…市町のほか、市町が設置する一部事務組合(企業団)、市町が設立する地方独立行政法人を含む
- 「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
- 「民間」…「国独法等」「県独法」「市町立」「公的」以外の者が開設する病院
- …要件を満たせば、対象となり得る(詳細は国要綱による)
- ×…対象となり得ない

令和6年度 設備整備補助対象（予定）事業一覧表

R05 国 要綱	番号	事業区分 (厚生労働省担当係)	R05 県 要綱	対象事業者					補助率	種目	基準額	対象経費	
				国独 法等	県独 法	市町 立	公的	民間					
医療提供体制推進事業費補助金	24	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 【病院に助成する市町に対する補助事業】	輪番のみ	○	×	×	○	○	2/3 (県1/3)	医療機器	基準額： 心臓病専用医療機器 6,285千円 脳卒中専用医療機器 6,285千円 その他医療機器 22,000千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器の購入費（1品10万円以上）	
	25			心電図受信装置	基準額：2,724千円	心電図受信装置の購入費（市町補助）							
	26	救命救急センター設備整備事業	●	○	×	×	○	○	2/3 (県1/3)	医療機器	基準額： 心臓病専用医療機器 62,856千円 脳卒中専用医療機器 62,856千円 小児救急専用医療機器 62,856千円 重症外傷専用医療機器 62,856千円 その他医療機器 256,300千円（加算・減算あり）	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費（1品10万円以上）	
										ドクターカー	基準額：58,737千円		ドクターカー及び搭載する医療機器等の購入費
										心電図受信装置	基準額：2,774千円		心電図受信装置の購入費
										無線装置	基準額：1,100千円		ドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費
	27	高度救命救急センター設備整備事業	●	○	×	×	○	○	2/3 (県1/3)	広範囲熱傷用	基準額：88,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器の購入費（1品10万円以上）	
										指肢切断用	基準額：8,542千円		
										急性中毒用	基準額：32,039千円		
	28	小児集中治療室設備整備事業	●	○	○	○	○	○	1/3	医療機器	基準額：11,550千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費（1品10万円以上）	
	29	小児医療施設設備整備事業	●	○	×	×	○	○	2/3 (県1/3)	医療機器	基準額：26,400千円 ※NICU設置病院に限る ※NICU機器の場合、16,500千円まで加算可	小児医療施設として必要な医療機器等の購入費（1品10万円以上）	
	30	周産期医療施設設備整備事業	●	○	×	×	○	○	2/3 (県1/3)	医療機器	基準額：31,975千円 ※MFICU設置病院に限る	周産期医療施設として必要な医療機器等の購入費（1品10万円以上）	
										ドクターカー	基準額：32,039千円		ドクターカー及び搭載する医療機器等の購入費
31	共同利用施設設備整備事業（公的医療機関等による共同利用施設）	●	○	×	×	○	○	1/3	共同利用医療機器	基準額：220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院		
32	共同利用施設設備整備事業（地域医療支援病院の共同利用部門）	●	○	○	○	○	○	2/3 (県1/3)	共同利用医療機器	基準額：220,000千円	として必要な共同利用高額医療機器の購入費（1品100万円以上）		
33	地域災害拠点病院設備整備事業	一部	○	×	×	○	○	2/3 (県1/3)	医療機器等	基準額：19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費（1か所10万円以上）		
									緊急車両	基準額：31,865千円		緊急車両の購入費	
34	医療施設非常用通信設備整備事業	●	○	×	×	○	○	1/3	通信設備	基準額：741千円	災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費（1か所33千円以上）		

令和6年度 設備整備補助対象（予定）事業一覧表

R05 国 要綱	番号	事業区分 (厚生労働省担当係)	R05 県 要綱	対象事業者					補助率	種目	基準額	対象経費
				国独 法等	県独 法	市町 立	公的	民間				
医療施設等設備整備費補助金	35	遠隔医療設備整備事業	●	○	○	○	○	○	1/2	遠隔病理診断	基準額： 支援側 4,598千円 依頼側 14,198千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費（1品25万円以上）
										遠隔画像診断及び助言	基準額： 支援側 16,390千円 依頼側 14,855千円	
										在宅患者用遠隔診療装置	基準額：8,250千円	
	36	臨床研修病院支援システム設備整備事業	国直	○	×	×	○	○	1/2	情報通信機器	基準額： 支援側 7,857千円 依頼側 7,857千円 ※私立医科大学附属病院、臨床研修病院に限る	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び付属機器等の購入費
37	実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	●	○	○	○	○	○	1/2	医療機器等	基準額：71,191千円 ※医科大学に限る	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	
38	遠隔ICU体制整備促進事業		○	○	○	○	○	1/2	医療機器等	基準額： 支援側 120,000千円 依頼側 60,000千円 ※第二次、第三次救急医療施設に限る	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び付属機器等の購入費	

※上表は、国交付要綱及び実施要綱から抜粋作成

(注1) 「対象事業者」欄の凡例

「国独法等」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「市町立」…市町のほか、市町が設置する一部事務組合（企業団）、市町が設立する地方独立行政法人を含む

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会

「民間」…「国独法等」「県独法」「市町立」「公的」以外の者が開設する病院

○…要件を満たせば、対象となり得る

×…対象となり得ない